

県道秦野停車場改築工事の事業認定に係る 社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成22年7月23日（金）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 県道秦野停車場改築工事の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された県道秦野停車場改築工事（神奈川県秦野市今川町地内）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・失われる利益が軽微であるとのことであるが、何か懸念されるものがあるけれども軽微であると判断しているのか、それとも、懸念されるものは何もないということなのか。
- ・意見書等の内容は、権利関係の話なので、事業認定の適否の判断材料にはならないと思われる。
- ・意見書を提出した人の趣旨は、自らの意見を認めてほしいということではないか。権利に関する意見は、当分科会で議論すべきものではないと考えられるが、起業者はこのような意見を尊重して、問題がこじれることがないようにしなければいけないのではないか。
- ・土地収用法第25条の2では、意見書の提出があつたとしても、その中に事業認定に異議がある旨の意見が記載されたものがある場合に、社会資本整備審議会の意見を聴くこととされている。今回の意見は、事業認定についての異議には当たらないと理解することはできないのか。
- ・認定庁が作成した資料だけでなく、本件事業に関する新聞記事等、別の観点からも判断できる資料もほしい。